



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

目次 (*については県法規集掲載事項)

○ 条例

- *60 護摩壇山森林公園設置及び管理条例及び緑の雇用担い手住宅の設置及び管理条例の一部を改正する条例 (定住促進課)
- *61 和歌山県営住宅条例の一部を改正する条例 (住宅環境課)

公布された条例のあらまし

◇護摩壇山森林公園設置及び管理条例及び緑の雇用担い手住宅の設置及び管理条例の一部を改正する条例

1 条例の概要

田辺市・中辺路町・大塔村・龍神村・本宮町の合併による字名称の変更に伴い、次の条例の規定の整備を行いました。

- (1) 護摩壇山森林公園設置及び管理条例 (第1条関係)
- (2) 緑の雇用担い手住宅の設置及び管理条例 (別表関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇和歌山県営住宅条例の一部を改正する条例

1 条例の概要

田辺市・中辺路町・大塔村・龍神村・本宮町の合併による字名称の変更に伴い、規定の整備を行いました。(別表関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

条 例

護摩壇山森林公園設置及び管理条例及び緑の雇用担い手住宅の設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 17 年 5 月 1 日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県条例第60号

護摩壇山森林公園設置及び管理条例及び緑の雇用担い手住宅の設置及び管理条例の一部を改正する条例

(護摩壇山森林公園設置及び管理条例の一部改正)

第1条 護摩壇山森林公園設置及び管理条例(平成5年和歌山県条例第10号)の一部を次のように改正する。

第1条中「日高郡龍神村五百原」を「田辺市龍神村五百原」に改める。

第2条第1項中「龍神村」を「田辺市」に改める。

(緑の雇用担い手住宅の設置及び管理条例の一部改正)

第 2 条 緑の雇用担い手住宅の設置及び管理条例 (平成15年和歌山県条例第82号) の一部を次のように改正する。

別表龍神第 1 緑の雇用担い手住宅の項及び龍神第 2 緑の雇用担い手住宅の項中「日高郡龍神村大字柳瀬」を「田辺市龍神村柳瀬」に改め、同表中辺路第 1 緑の雇用担い手住宅の項中「西牟婁郡中辺路町大字小皆」を「田辺市中辺路町小皆」に改め、同表中辺路第 2 緑の雇用担い手住宅の項中「西牟婁郡中辺路町大字栗栖川」を「田辺市中辺路町栗栖川」に改め、同表中辺路第 3 緑の雇用担い手住宅の項中「西牟婁郡中辺路町大字高原」を「田辺市中辺路町高原」に改め、同表中辺路第 4 緑の雇用担い手住宅の項中「西牟婁郡中辺路町大字近露」を「田辺市中辺路町近露」に改め、同表大塔緑の雇用担い手住宅の項中「西牟婁郡大塔村大字下川上」を「田辺市下川上」に改め、同表本宮第 1 緑の雇用担い手住宅の項、本宮第 2 緑の雇用担い手住宅の項及び本宮第 3 緑の雇用担い手住宅の項中「東牟婁郡」を「田辺市」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 17 年 5 月 1 日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県条例第 61 号

和歌山県営住宅条例の一部を改正する条例

和歌山県営住宅条例 (平成 9 年和歌山県条例第42号) の一部を次のように改正する。

別表田辺市の項中「 | 県営住宅中芳養団地

| 田辺市中芳養

」を	県営住宅中芳養団地	田辺市中芳養	」
	県営住宅栗栖川団地	田辺市中辺路町栗栖川	
	県営住宅鮎川団地	田辺市鮎川	
	県営住宅鮎川第二団地	田辺市鮎川	

に改め、同表西牟婁郡の項中

| 県営住宅椿団地

| 西牟婁郡白浜町椿

| 県営住宅栗栖川団地

| 西牟婁郡中辺路町大字栗栖川

| 県営住宅鮎川団地

| 西牟婁郡大塔村大字鮎川

| 県営住宅鮎川第二団地

| 西牟婁郡大塔村大字鮎川

を「 | 県営住宅椿団地

| 西牟婁郡白浜町椿

|」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。